3　第14条第３号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの									
	(2)　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
4　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの									
	(2)　同号ロに掲げるもの									
	(3)　同号ハに掲げるもの									
	小　計									
合　計										

［注１・２　略］

３　「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成９年郵政省令第91号）第２条第２項第１号及び第２号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第14条第２号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係る費用とする。

４　「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

［５・６　略］

［第２表　略］

3　第14条第３号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの									
	(2)　同号ロに掲げるもの									
	小　計									
4　第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの									
	(2)　同号ロに掲げるもの									
	(3)　同号ハに掲げるもの									
	小　計									
合　計										

［注１・２　同左］

３　「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成９年郵政省令第91号）第２条第２項第１号及び第２号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とする。

４　「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

［５・６　同左］

［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。